

会員規約

本規約は、クラウン体操&アクロバット教室（以下「本教室」といいます。）が提供する体操教室サービスの利用条件を定めるものです。本教室に入会、体験参加、その他各種申込みをされる生徒およびその保護者は、本規約の内容を確認し、同意したうえで本教室を利用するものとします。

第1条（名称および所在地）

本教室の名称および所在地は、以下のとおりとします。

名称：クラウン体操&アクロバット教室

所在地：千葉県四街道市大日422-3 セルブ大日1階

第2条（運営）

本教室の運営・管理、会員資格の取得・変更・喪失、会費・諸費用の収受、会員規約および各種ルールの制定・改廃等は、本教室の代表責任者が行います。

第3条（目的）

本教室は、体操を通じて、基礎運動能力、柔軟性、バランス感覚、集中力、挑戦する力、自己肯定感を育むことを目的とします。また、技術の習得だけでなく、礼儀、思いやり、努力する姿勢を大切に、自分らしく成長できる場を提供します。

第4条（入会資格）

- 1 本教室に入会できる方は、本教室の趣旨に賛同し、本規約および本教室が別途定めるルールに同意し、健康状態に問題なくレッスンへの参加が可能であると本教室が判断した方とします。
- 2 会員資格は、入会日から1年間とします。
- 3 次の各号に該当する方は、入会、体験参加、利用または再入会をお断りする場合があります。
 - (1)医師から運動を制限または禁止されている方
 - (2)健康状態、持病、既往歴、ケガ、アレルギー等により、安全なレッスン参加が難しいと本教室が判断した方
 - (3)発達面・行動面等の理由により、集団レッスンの安全な実施が困難であると本教室が判断した方
 - (4)暴力団関係者その他反社会的勢力に該当する方
 - (5)本教室の運営、他の会員、保護者、講師またはスタッフに支障を及ぼすおそれがある方
 - (6)本教室の設備、備品等を故意または重大な過失により損傷された方
 - (7)その他、本教室が不相当と判断した方
- 4 本教室は、会員及び保護者に対し、必要に応じて、医師の診断書または健康状態に関する資料の提出を求めることがあります。
- 5 入会後であっても、第1項に該当した場合、本教室は利用の制限、会員資格の停止または退会処分とすることができます。

第5条（入会手続き）

- 1 本教室に入会する方は、本教室所定の方法により入会申し込みを行い、本教室の承認を得る必要があります。
- 2 未成年者が入会する場合は、保護者が未成年者の入会手続を行うとともに、本規約により発生する会費等の支払義務を未成年者とともに負います。

第6条（会費および諸費用）

- 1 会員は、本教室が別途定める月会費、年会費、指定用品代、イベント参加費、その他必要な費用を、本教室が指定する方法により支払うものとします。
- 2 年会費は5,500円とし、入会時および入会月を基準とした1年ごとの更新時に支払うものとします。
- 3 月会費その他継続的に発生する費用は、会員資格を有する限り、実際に本教室を利用しない場合であっても支払義務が発生します。
- 4 一度納入された入会金、年会費、月会費、指定用品代、その他費用は、原則として返金いたしません。ただし、本教室が特別に認めた場合はこの限りではありません。
- 5 指定Tシャツ代は3,000円とします。
- 6 会費及び諸費用は、経済状況等に応じて変更する場合があります。その場合、変更する1ヶ月以上前に本教室が指定する方法で告知します。

第7条（支払い方法および未払い）

- 1 会費および諸費用は、本教室が指定する方法により、指定する期限までに支払うものとします。
- 2 決済不能、残高不足、カード不備、口座不備等により支払いができなかった場合、会員または保護者は、本教室が指定する方法により速やかに未払い分を支払うものとします。期限を守っていただけない場合、民法所定の利率に基づく遅延損害金を付加して支払っていただきます。
- 3 未払いが続く場合、本教室はレッスン参加、振替、イベント参加及び各種手続きの停止、会員資格の一時停止または除名を行うことがあります。
- 4 退会した場合でも、退会日までに発生した会費その他費用の支払義務は免除されません。
- 5 本教室は、未払い金を回収するため、督促等法的手続きその他必要な措置を行うことがあります。

第8条（クラス・レッスン内容）

- 1 本教室のクラスは、年齢、運動能力、経験、成長段階、安全面等に応じて設定します。
- 2 対象年齢はあくまで目安であり、実際のクラス変更・進級・移動については、本人の理解度、体力、技術、集中力、安全面を総合的に判断し、本教室が決定または提案する場合があります。
- 3 レッスン内容、使用器具、担当講師、スケジュール、クラス編成等は、安全面、在籍人数、施設運営上の都合、講師の事情等により変更、統合、休講、閉講となる場合があります。
- 4 本教室は、特定の技の習得、バッジ取得、成果等を保証するものではありません。
- 5 レッソンは、指定Tシャツを着用して受けていただきます。

第9条（補助および身体接触）

レッスン中、技術習得のための補助または安全管理の観点から、講師が会員の身体に触れる場合があります。特に、会員自身または他者に危険が及ぶおそれがあると講師が判断した場合、転倒、飛び出し、衝突、落下等の事故を防止するため、会員の身体を支える、抱きかかえる、引き寄せる、押さえる等の行動を行うことがあります。会員および保護者は、これらにあらかじめ同意するものとします。

第10条（レッスン参加時の注意）

会員は、レッスン参加にあたり、以下の事項を守るものとします。

- ・体調不良、発熱、感染症の疑いがある場合は参加しないこと
- ・医師から運動を制限されている場合は参加しないこと
- ・レッスン前後およびレッスン中は、講師の指示に従うこと
- ・器具やマットを許可なく使用しないこと
- ・他の会員に危険を及ぼす行為、迷惑行為をしないこと
- ・アクセサリ、時計、硬い装飾品等、ケガにつながるものは外すこと
- ・髪が長い場合は、運動に支障がないようまとめること
- ・本教室が安全上必要と判断した場合、レッスン参加を中止する場合があります

第11条（安全管理）

- 1 本教室は、レッスン中の安全管理に十分配慮し、年齢、経験、能力に応じた指導を行います。
- 2 体操・アクロバット等の運動の特性上、転倒、接触、着地時の捻挫、打撲、骨折、脱臼等のケガが発生する可能性があります。会員および保護者は、運動には一定の危険が伴うことを理解したうえで、レッスンに参加するものとします。
- 3 バク転、バク宙、その他高難度技については、会員の年齢、体格、筋力、柔軟性、技術レベル、安全性を本教室が確認したうえで、実施可否を判断します。会員または保護者が希望した場合であっても、本教室が安全上困難と判断した場合、当該技の練習を行わない場合があります。

第12条（事故・怪我・体調不良時の対応）

- 1 レッスン中にケガまたは体調不良が発生した場合、本教室は必要に応じて応急処置、保護者への連絡、医療機関への受診案内、救急搬送の手配を行います。本教室は医療行為を行うものではなく、最終的な医療機関の受診判断および治療内容については、会員、保護者または医療機関の判断によるものとします。
- 2 事故またはケガが発生した場合、会員および保護者は、本教室が保険手続きや状況確認に必要な範囲で、事故状況、受診状況、診断内容等の情報提供を求めることに同意するものとします。
- 3 レッスン中のケガに関し、本教室は、次条に定めるスポーツ安全保険等での範囲でのみ対応いたします。保険の範囲外、対象外となるものについては、会員及び保護者にて負担していただくこととなります。

第13条（保険）

- 1 本教室では、会員の安全確保および万が一の事故に備え、会員を対象にスポーツ安全保険等へ加入するものとします。保険の加入手続きは本教室が行います。
- 2 補償内容、補償範囲、支払可否、補償開始日等については、各保険制度、保険会社、関係団体の約款および判断に従うものとします。
- 3 本教室に故意または重過失が認められないケガ、体調不良、会員同士の偶発的な接触等については、原則としてスポーツ安全保険、会員自身の保険または医療制度等での対応となります。
- 4 本教室の故意または重過失による事故については、法令および本教室が加入する保険の補償範囲に基づき適切に対応します。

第14条（欠席・振替・休会・退会・変更）

- 1 会員が欠席、振替、休会、退会、クラス変更、曜日変更等を希望する場合は、本教室が指定する会員管理システム等、本教室が定める方法により手続きを行うものとします。
- 2 欠席する場合は、会員管理システムにて欠席登録を行うものとします。当日の23時までに欠席登録が確認できた場合に限り、月1回まで振替を利用できるものとします。振替は、希望クラスに空きがあり、対象年齢、レベル、安全面、定員、講師体制等に問題がない場合に限り利用でき、希望日に必ず受講できることを保証するものではありません。
- 3 前項の期限までに欠席登録をしていない場合、無断欠席の場合、振替期限を過ぎた場合、退会した場合、休会中の場合、会費未払いの場合、その他本教室が利用を認めない場合、振替は利用できません。
- 4 振替未消化による返金、減額、翌月以降への振替の持ち越しは行いません。
- 5 休会、クラス変更、曜日変更等の手続き、期限、条件、費用等については、本教室が別途定めるルールに従うものとします。
- 6 退会を希望する場合は、毎月10日までに本教室が定める方法により届け出ること、当月末をもって退会することができます。電話、口頭、LINE、メール、講師への伝達のみでは、正式な退会手続きとはなりません。また、10日を過ぎて届け出た場合は、翌月末での退会となり、翌月分の月会費が発生します。

第15条（休講・臨時休業）

- 1 本教室は、以下の場合、レッスンを休講、代講、短縮、変更、または臨時休業とすることがあります。
 - ・講師の体調不良、事故、やむを得ない事情がある場合
 - ・台風、大雪、地震等の災害、交通機関の乱れ等により安全な実施が困難な場合
 - ・感染症の流行、行政指導、施設設備の不具合等がある場合

- ・施設の補修、点検、工事等施設の使用が制限される場合、または会場整備、イベント開催等がある場合
 - ・施設の使用権限、賃貸借契約等に変更があり、運営に支障が生じる場合
 - ・その他、本教室が必要と判断した場合
- 2 前項の場合において、休講が本教室の責めに帰すべき事由によるときは、振替レッスンまたは代替日等により対応します。なお、振替レッスンまたは代替日に参加しなかった場合の返金はありません。
 - 3 天災、警報、感染症、行政指導、交通障害、施設事情その他本教室の責めに帰さない事由による休講については、返金、減額、損害賠償の対象外とします。

第16条（保護者・同伴者・送迎）

- 1 保護者および同伴者は、教室内での安全確保のため、本教室の指示に従うものとします。
- 2 レッスンエリアへの立ち入り、器具・マット・備品等の無断使用、教室内で走る、大声を出す、他の会員の妨げになる行為は禁止します。
- 3 駐車場、駐輪場、送迎時のルールについては、本教室または施設管理者が定めるルールに従うものとします。近隣施設への無断駐車、路上駐車、長時間駐車、近隣住民・店舗への迷惑行為は禁止します。
- 4 本教室の指示に従わない場合、保護者および同伴者の見学、本教室までの送迎、会員の受講をお断りさせていただく場合があります。この場合、振替や返金等の対応はいたしません。
- 5 送迎時、駐車場・駐輪場内、施設外で発生した事故またはトラブルについて、本教室に故意または過失がある場合を除き、本教室は責任を負いません。

第17条（禁止事項）

- 1 会員、保護者および同伴者は、以下の行為をしてはなりません。
 - ・他の会員、保護者、講師、スタッフへの迷惑行為、暴言、暴力、威圧的行為
 - ・本教室の運営を妨げる行為
 - ・レッスン内容、指導方法、講師、他会員への誹謗中傷
 - ・本教室の許可なく、営業、勧誘、宣伝、物品販売等を行う行為
 - ・他の会員が映り込む写真・動画を無断で撮影、公開、投稿する行為
 - ・本教室の設備、器具、備品を故意または過失により破損・汚損する行為
 - ・講師の指示に従わず、危険な技や技量を超えた行為を行うこと
 - ・その他、本教室が不適切と判断する行為
- 2 会員、保護者および同伴者が前項の規定に違反した場合、本教室は、適切な措置をとるよう求めることがあります。
- 3 会員、保護者および同伴者が第1項の禁止事項に違反し、その程度が著しい場合、または第2項の措置に従っていただけない場合、本教室は、会員を退会とすることができます。この場合、既払いの年会費や月会費の返還はいたしません。
- 4 会員、保護者または同伴者が、本教室の設備、器具、備品等を故意または過失により破損、汚損、紛失した場合、本教室は修理費、交換、その他必要な費用を請求できるものとします。

第18条（撮影・肖像権・個人情報）

- 1 本教室において、他の会員、保護者、講師、スタッフが映り込む写真・動画を、会員及び保護者の許可なく撮影、公開、第三者との共有、SNS等に投稿することを禁止します。
- 2 本教室は、広報、記録、安全管理、販促活動等のために写真・動画を撮影・SNSやホームページ等に使用場合があります。会員および保護者は、予めこれに承諾していただきます。
- 3 本教室は、安全管理、防犯、事故確認、トラブル防止、施設管理のため、施設内にカメラを設置し、映像を記録しており、会員及び保護者はこれに同意して入会していただきます。当該映像データは、個人情報保護および第三者の肖像権・プライバシー保護の観点から、原則として会員および保護者への開示・閲覧は行いません。ただし、法令に基づき、捜査機関等から開示を求められた場合はこの限りではありません。
- 4 本教室は、会員および保護者から取得した個人情報を、会員管理、連絡、決済、保険手続き、緊急時対応、サービス提供、その他運営上必要な範囲で利用します。

第19条（会員資格の停止・除名）

- 1 本教室は、会員または保護者が以下に該当する場合、会員資格の一時停止、利用制限、退会処分、除名、再入会拒否を行うことがあります。
 - ・本規約または本教室が定めるルールに違反した場合
 - ・会費・諸費用の支払いを怠った場合
 - ・他の会員、保護者、講師、スタッフに迷惑を及ぼした場合
 - ・本教室の運営を妨げた場合
 - ・本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した場合
 - ・登録情報、申込内容、届出内容に虚偽があった場合
 - ・伝染病その他、他人に感染するおそれのある疾病に罹患した場合
 - ・講師またはスタッフの合理的な指示に従わない場合
 - ・安全なレッスン実施が困難であると本教室が判断した場合
 - ・その他、本教室が会員として不適切と判断した場合
- 2 前項の処分が行われた場合、既に支払われた費用は原則として返金いたしません。
- 3 会員資格の停止、除名、退会処分となった場合でも、未払いの会費・諸費用および損害賠償義務は免除されません。

第20条（免責・規約変更・管轄）

- 1 本教室は、以下の事由により会員または保護者に生じた損害について、本教室に故意または過失がある場合を除き、責任を負いません。
 - ・会員本人の不注意、体調不良、申告漏れに起因する事故またはケガ
 - ・会員同士の偶発的な接触、衝突等による事故
 - ・天災地変、感染症、交通機関の乱れ、行政指導、施設設備の不具合等による休講または変更
 - ・駐車場、駐輪場、送迎時、施設外で発生した事故またはトラブル
 - ・紛失、盗難、忘れ物等
 - ・保護者または第三者による無断撮影、SNS投稿等によるトラブル
 - ・本教室の指示に従わなかったことにより生じた事故またはトラブル
- 2 本教室は、運営上必要と判断した場合、規約および本教室が定める各種ルールを変更できるものとします。変更後の規約またはルールは、本教室が指定する方法で告知した時点、または本教室が別途定める時点から効力を生じるものとします。
- 3 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、本教室と会員または保護者との間で誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
- 4 本規約は日本法に準拠します。
- 5 本教室の利用に対して紛争が生じた場合、本教室所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第21条（施行）

本規約は、2026年6月1日より施行します。